田野畑村住まいの省エネルギー改修推進事業費補助金交付申請書

チェックシート

以下の補助要件及び提出書類を確認の上、ご提出ください。

申請書類に不備がある場合、補助金の交付決定まで時間を要しますので、予めご了承ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助要件 | チェック |
| 【共通】 |
| 申請者は、補助対象となる住宅の所有者ですか。 | □ |
| 当該住宅は、村内にある一戸建ての住宅ですか。 | □ |
| 補助対象には、住宅以外（店舗等：店舗、事務所、倉庫その他これらに類する施設）の部分は含まれていませんか。 | □ |
| 補助事業は、補助金申請する年度の４月１日以降に開始し、当該年度の２月末日までに完了しますか。（なお、既に事業が完了しているものは受付できません。） | □ |
| 今回、申請する区分は、過去に当該補助金による補助を受けていませんか。 | □ |
| 当該住宅は、現状において、省エネ基準又はZEH水準を満たしていませんか。 | □ |
| 他補助金を利用する場合は、補助対象経費が重複していませんか。 | □ |
| 【省エネ改修の場合（共通）】 |
| 改修後、耐震基準に適合しますか。 | □ |
| 設備の効率化に係る工事費は、開口部及び躯体等の断熱化工事費と同額以下となっていますか。 | □ |
| 【省エネ改修の場合（全体改修）】 |
| 改修後、省エネ基準又はZEH水準に適合しますか。 | □ |
| 階数が２階以下、かつ床面積が500平方メートル以下の木造住宅において、全体改修によりZEH水準に適合する場合、要綱第４条第１項（２）エのいずれかの要件を満たしていますか。 | □ |
| 【省エネ改修の場合（部分改修）】 |
| 別表第１に掲げる要件・　複数の開口部を改修する工事内容となっていますか。・　対象建材は対象型番等に該当しますか。 | □ |
| 別表第２に掲げる要件・　対象設備は要件等を満たしていますか。・　※１～３に該当する場合、内容を満たしていますか。 | □ |
| 【構造補強の場合】 |
| 区分（２）を実施し、全体改修によりZEH水準に適合しますか。 | □ |
| 要綱第４条第１項（２）エ（ア）から（ウ）及び（オ）までに掲げるいずれかの要件を満たしていますか。 | □ |
| 提出書類 | チェック |
| 【共通】 |
| 田野畑村住まいの省エネ改修推進事業費補助金交付申請書【様式第１号】 | □ |
| 事業計画書【別紙１】 | □ |
| 経費配分書【別紙２】 | □ |
| 実際の事業費の内訳【（参考様式）別紙２】 | □ |
| 住宅の所在地、所有者が確認できる書類・　固定資産税納税通知書の写し、登記事項証明書等の写し等 | □ |
| 住宅の延べ面積が確認できる書類・　確認済証の写し、登記事項証明書の写し等 | □ |
| 住宅の現状が確認できる書類・　改修する箇所の現況写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）等 | □ |
| 事業の開始日が確認できる書類・　契約書の写し等 | □ |
| 住宅の所有者が複数の場合、代表者に交付の全てを委任することを確認できる書類・　委任状【参考様式】 | □ |
| 住宅の所有者が補助金の申請及び受領等に関する行為を代理者に委任する場合、代理者に委任することを確認できる書類・　委任状【参考様式】 | □ |
| 世帯全員が村税等の滞納が無いことを証明する書類・　村税等納付状況調査同意書 | □ |
| 【省エネ診断の場合】 |
| 実際に依頼する建築業者以外の見積り（事業費の算出にあたっては、実際に依頼する建築業者のほか１者から見積りを徴収し、２者のうち最低額とするものです。） | □ |
| 【計画策定の場合】 |
| 実際に依頼する建築業者以外の見積り（省エネ診断の場合と同じ） | □ |
| 【省エネ改修の場合（共通）】 |
| 耐震基準に適合することが確認できる書類・　耐震診断結果の写し、住宅性能評価書の写し、確認済証の写し等 | □ |
| 【省エネ改修の場合（全体改修）】 |
| 要綱第４条第１項（２）エに該当する場合、要件を満たすことが確認できる書類・　構造安全性が分かる構造計算書、住まいの省エネ改修推進事業における住宅の省エネ改修に係る同意書【参考様式】等 | □ |
| 【省エネ改修の場合（部分改修）】 |
| 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類・　建材、設備の型番が分かる性能証明書の写し、カタログの写し等 | □ |
| 【構造補強の場合】 |
| 国で定める基準を満たす工事内容であることが確認できる書類・　構造安全性が分かる構造計算書等 | □ |
| 実際に依頼する建築業者以外の見積り（省エネ診断の場合と同じ） | □ |